

国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくり IT エンジニア育成プログラム」事業に従事する職員就業規則

平成 20 年 7 月 28 日
20 経教 規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 4 条第 4 項の規定に基づき、経済産業省から委託された、アジア人財資金構想 平成 20 年度高度専門留学生育成事業「先端ものづくり IT エンジニア育成プログラム」に係る経費を雇用財源とする教育職員(以下「特任教員」という。)の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第 2 条 この規則の適用を受ける職員の職名は、次の各号のとおりとする。

- 一 特任教員(プログラムコーディネーター)
- 二 特任教員(産学連携アシスタントコーディネーター)

(雇用期間)

第 3 条 特任教員の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。

(雇用契約の更新)

第 4 条 特任教員の雇用契約は、勤務実績を勘案し、平成 23 年 3 月 31 日を超えない範囲内において更新することができるものとする。

(雇用年齢)

第 5 条 特任教員の雇用は、原則として満 65 歳に達した日の属する年度の末日までを限度として行うものとする。

(給与)

第 6 条 特任教員の給与は、必要な事項を別に定める。

(所定労働時間)

第 7 条 特任教員の労働時間は、休憩時間を除き、1 日 8 時間、1 週間 40 時間とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表のとおりとする。

(退職手当)

第 8 条 特任教員の退職手当は、これを支給しない。

(その他)

第 9 条 特任教員に関し、本規則で定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学職員就業規則を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 23 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表(第 7 条関係)

労働時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
休憩時間	午後 0 時 15 分から午後 1 時まで